

行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分事務処理要綱

平成22年4月1日制定

平成28年4月1日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条及び第14条の2に規定する行政書士及び行政書士法人に対する処分（以下「懲戒処分」という。）並びに法第14条の3第1項の規定による通知及び措置の請求（以下「措置請求」という。）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(措置請求)

第2条 知事は、措置請求が口頭でされたときは、当該措置請求をした者（以下「措置請求者」という。）に対し、措置請求書（様式第1号）を提出するよう求めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、措置請求者に対し、措置請求の理由として通知された事実を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、措置請求が行政書士又は行政書士法人に関するものではないこと、措置請求者が前項の規定による求めに応じないこと、措置請求の内容が著しく抽象的であることその他の理由により適当な措置をとることができないと認めるときは、措置請求者に対し、その旨を通知し、措置請求に係る手続を終了することができる。

(調査)

第3条 知事は、措置請求があったときは、法第14条の3第2項の規定による事実の調査をするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該措置請求の対象である行政書士若しくは行政書士法人（以下「対象行政書士等」という。）から事情を聴取し、対象行政書士等に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は関係機関から対象行政書士等に関する情報を収集することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、法第13条の22第1項の規定により、職員

に対象行政書士等の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、法第18条の6の規定により、富山県行政書士会（以下「行政書士会」という。）に対し、報告依頼書（様式第2号）により報告を求めることができる。

（指導）

第4条 知事は、対象行政書士等が行った行為が法又は法に基づく命令若しくは規則に違反する事実があると認めるときは、当該違反事実が軽微で業務の改善を指導することにより違反の状態が解消されることが確実であると認めるとき又は違反の状態が改善されたと認めるときは、懲戒処分によらず、業務の改善に関する指導（以下「指導」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定による指導は、業務改善指導通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（懲戒処分の基準等）

第5条 対象行政書士等に対する懲戒処分の基準は、別表のとおりとする。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる処分事由に応じ定められた同表に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 対象行政書士等が、指導又は懲戒処分を受け、当該指導又は懲戒処分の日から3年以内に、懲戒事由に該当する行為を行ったとき。
- (2) 対象行政書士等が、懲戒事由に該当する行為を2以上行ったとき。
- (3) 対象行政書士等が行った懲戒事由に該当する行為の態様等が極めて悪質であるとき。

（処分の保留）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認められるまでの間、指導又は懲戒処分の決定について保留することができる。

- (1) 行政書士会における調査が継続しており、行政書士会における処分が未定するとき。
- (2) 司法上の捜査が行われ、又は書類送検、起訴等がなされたとき。

(3) 指導又は懲戒処分に係る行為が訴訟中であり、処分内容を決定するにあたり、当該訴訟の判断を待つ必要があるとき。

(意見陳述)

第7条 知事は、懲戒処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、当該懲戒処分の名あて人となるべき者（以下「当事者」という。）に対し、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 法第14条第2号に掲げる処分（行政書士に対する2年以内の業務の停止）

イ 法第14条第3号に掲げる処分（行政書士に対する業務の禁止）

ウ 法第14条の2第1項第2号に掲げる処分（行政書士法人に対する2年以内の業務の全部又は一部の停止）

エ 法第14条の2第1項第3号に掲げる処分（行政書士法人に対する解散）

オ 法第14条の2第2項第2号に掲げる処分（違反等が従たる事務所に関するものであるとき、県内にある行政書士法人の事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止）

(2) 前号アからオまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(聴聞)

第8条 知事は、前条第1号の規定により聴聞を行うときは、聴聞の期日の1週間前までに当事者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第4号）によるものとする。

3 聴聞は、経営管理部総務課長が主宰する。ただし、総務課長が主宰できないときは、総務課長が指名する者が主宰する。

(弁明の機会の付与)

第9条 知事は、第7条第2号の規定により弁明の機会を付与する場合は、当事者に対し、行政手続法第30条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、弁明通知書（様式第5号）によるものとする。

(日本行政書士会連合会への事前通知)

第10条 知事は、行政書士に対し法第14条第2号又は第3号に掲げる処分をしようとする場合においては、第8条第1項の規定による聴聞の通知を発送し、又は行政手続法第15条第3項前段の規定による掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会に対し懲戒処分予定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（懲戒処分の決定）

第11条 知事は、懲戒処分が相当であると認めるときは、第5条に規定する基準に従い懲戒処分を行うものとする。

2 知事は、懲戒処分を行うことを決定したときは、その対象となる行政書士又は行政書士法人に対し、懲戒処分通知書（様式第7号）を送付するものとする。

（措置請求者等への通知）

第12条 知事は、措置請求により指導若しくは懲戒処分を行ったとき又は指導若しくは懲戒処分を行わないこととしたときは、措置結果通知書（様式第8号）により、措置請求者に通知するものとする。

2 知事は、指導又は懲戒処分を行ったときは、懲戒処分等実施通知書（様式第9号）により、行政書士会に通知するものとする。

3 知事は、第10条に規定する日本行政書士会連合会に対する通知を行った場合において、法第14条第2号若しくは第3号に掲げる処分を行ったとき、又は同条第2号若しくは第3号に掲げる処分を行わないと決定したときは、懲戒処分手続終了通知書（様式第10号）により、日本行政書士会連合会に通知するものとする。

（公告）

第13条 知事は、懲戒処分を行ったときは、法第14条の5の規定により、遅滞なく、その旨を富山県報により公告するものとする。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前にされた措置請求に係る懲戒処分に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分基準

処分事由	根拠条文 ()内は行政書士 法人について	懲戒処分の種類	
		行政書士	行政書士法人
他の法令で制限されている業務の実施	法第1条の2第2項、第1条の3ただし書	2年以内の業務の停止（以下「業務停止」という。）又は戒告	—
2以上の事務所の開設	法第8条第2項	業務停止又は戒告	—
使用人行政書士及び法人社員等行政書士の事務所開設	法第8条第3項	業務停止又は戒告	—
帳簿の備付、保存義務違反	法第9条（法第13条の17で準用）	業務停止又は戒告	2年以内の業務の全部若しくは一部の停止（以下「業務の一部等停止」という。）又は戒告
誠実履行義務違反 信用・品位確保義務違反	法第10条（法第13条の17で準用）	業務の禁止、業務停止又は戒告	解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）、業務の一部等停止又は戒告
報酬の額の揭示義務違反	法第10条の2第1項（法第13条の17で準用）	業務停止又は戒告	業務の一部等停止又は戒告
依頼応諾義務違反	法第11条（法第13条の17で準用）	業務停止又は戒告	業務の一部等停止又は戒告
守秘義務違反	法第12条	業務の禁止、業務停止又は戒告	—
重大な非行	法第14条	業務の禁止、業務停止又は戒告	—
社員の資格違反	法第13条の5	—	業務の一部等停止又は戒告

業務の範囲違反	法第13条の6	—	業務の一部等停止又は戒告
業務執行義務違反	法第13条の12	—	解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）、業務の一部等停止又は戒告
社員の常駐義務違反	法第13条の14	—	業務の一部等停止又は戒告
特定業務制限違反	法第13条の15	—	業務の一部等停止又は戒告
社員の競業の禁止違反	法第13条の16	—	業務の一部等停止又は戒告
著しく不当な運営	法第14条の2第1項、第2項	—	解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）、業務の一部等停止又は戒告
その他法又はこれに基づく命令若しくは規則違反で悪質なもの	—	業務停止又は戒告	業務の一部等停止又は戒告
処分に違反	法第14条、第14条の2第1項、第2項	業務の禁止又は業務停止	解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、業務の一部等停止）又は業務の一部等停止

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

措置請求書

富山県知事 殿

住所

氏名

電話番号

行政書士法第14条の3第1項の規定により、次のとおり通知し、適切な措置をとることを求めます。

対象となる行政書士の氏名及び事務所の所在地（行政書士法人にあっては、名称及び事務所の所在地）	
請求に係る事実の概要	
富山県行政書士会に個人情報を提供することについて	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない (いずれかに☑を記入してください。) ※ 県の調査と併せて、富山県行政書士会に報告を求める場合もありますので、この請求に係る個人情報を富山県行政書士会に提供することについて、上記チェック欄に承諾の有無を記入してください。

備考

- 「請求に係る事実の概要」欄は、できるだけ具体的に記入してください。記入しきれないときは、別紙としてください。
- 「請求に係る事実」の参考になる書類があれば、添付してください。
- この様式と同程度の内容を具備していれば、任意の様式によることもできます。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

報告依頼書

富山県行政書士会会長 殿

富山県知事 印

行政書士法第18条の6の規定により、次の事項について調査を行い、報告を依頼します。

- 1 措置請求を行った者
 - (1) 住所又は事務所の所在地
 - (2) 氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 当該請求に係る行政書士又は行政書士法人
 - (1) 事務所の所在地
 - (2) 氏名又は名称
- 3 請求に係る事実の概要
- 4 報告事項

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

業務改善指導通知書

殿

富山県知事 印

次のとおり、業務の改善を行うよう通知します。

業務改善指導内容	
----------	--

様式第4号(第8条関係)

(表)

聴聞通知書

年 月 日

殿

富山県知事

印

あなたに対する不利益処分を行うに当たり、次のとおり聴聞を行いますので行政手続法第15条第1項の規定に基づき通知します。

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日	年 月 日 時 分から	
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	

備考

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させて意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。代理人に選任したときは、代理人の氏名、住所、聴聞の件名及びあなたとの関係を記載した代理人選任届出書に当該代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を併せて知事に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 聴聞の期日において聴聞に係る事案について専門的知識を有する者その他適当と認める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭を求める場合には、その者の氏名、住所、聴聞の件名及び陳述の要旨を記載した参考人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたは、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、変更申出書により、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の公開 非公開の別	

様式第5号(第9条関係)

(表)
弁明通知書

年 月 日

殿

富山県知事 印

あなたに対する不利益処分を行うに当たり、次のとおり弁明の機会を付与しますので、次のとおり弁明書を提出して口頭による弁明を行って ください。

弁明の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明の機会の付与の方法		弁明書の提出 ・ 口頭による弁明
弁明書の提出	提出先	
	提出期限	年 月 日まで
口頭による弁明	出頭すべき日時	年 月 日 時 分
	出頭すべき場所	
備考		

備考 弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって弁明の機会の付与に関する行為を行わせることができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、弁明の件名及びあなたとの関係を記載した代理人選任届出書に当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を併せて知事に提出してください。
- 2 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、変更申出書により、弁明の日時の変更を申し出ることができます。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

富山県知事 印

懲戒処分予定通知書

富山県行政書士会に所属する行政書士について、次のとおり懲戒処分を予定していますので、行政書士法第14条の4第1項の規定により通知します。

対象となる行政書士	事務所の所在地	
	事務所の名称	
	氏名	
	登録番号	
予定される懲戒処分の内容		
根拠となる法令の条項		
懲戒処分の原因となる事実		

(担当)

様式第7号（第11条関係）

富山県指令 第 号

事務所の所在地

氏名又は名称

懲戒処分通知書

行政書士法第 条第 項第 号の規定により、次のとおり処分します。

年 月 日

富山県知事

印

1 処分の内容

2 根拠となる法令の条項

3 処分の理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第8号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

措置結果通知書

殿

富山県知事 印

年 月 日付で通知のあった行政書士（行政書士法人）に係る措置の請求については、次のとおり措置しましたので通知します。

対象となる行政書士の氏名及び事務所の所在地（行政書士法人にあつては、名称及び事務所の所在地）	
措置年月日	
措置の内容	

(担当)

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

懲戒処分等実施通知書

富山県行政書士会会長 殿

富山県知事 印

次のとおり、行政書士（行政書士法人）に対し、懲戒処分（指導）を行いましたので通知します。

対象となる行政書士の氏名及び事務所の所在地（行政書士法人にあっては、名称及び事務所の所在地）	
処分（指導）年月日	
処分（指導）の内容	

(担当)

様式第 10 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

富山県知事 印

懲戒処分手続終了通知書

富山県行政書士会に所属する行政書士について、次のとおり懲戒処分の手続を
終了しましたので、行政書士法第 14 条の 4 第 2 項の規定により通知します。

対象となる行政 書士	事務所の所在地	
	事務所の名称	
	氏名	
	登録番号	
懲戒処分の内容		
根拠となる法令の条項		
懲戒処分の理由		

(担当)